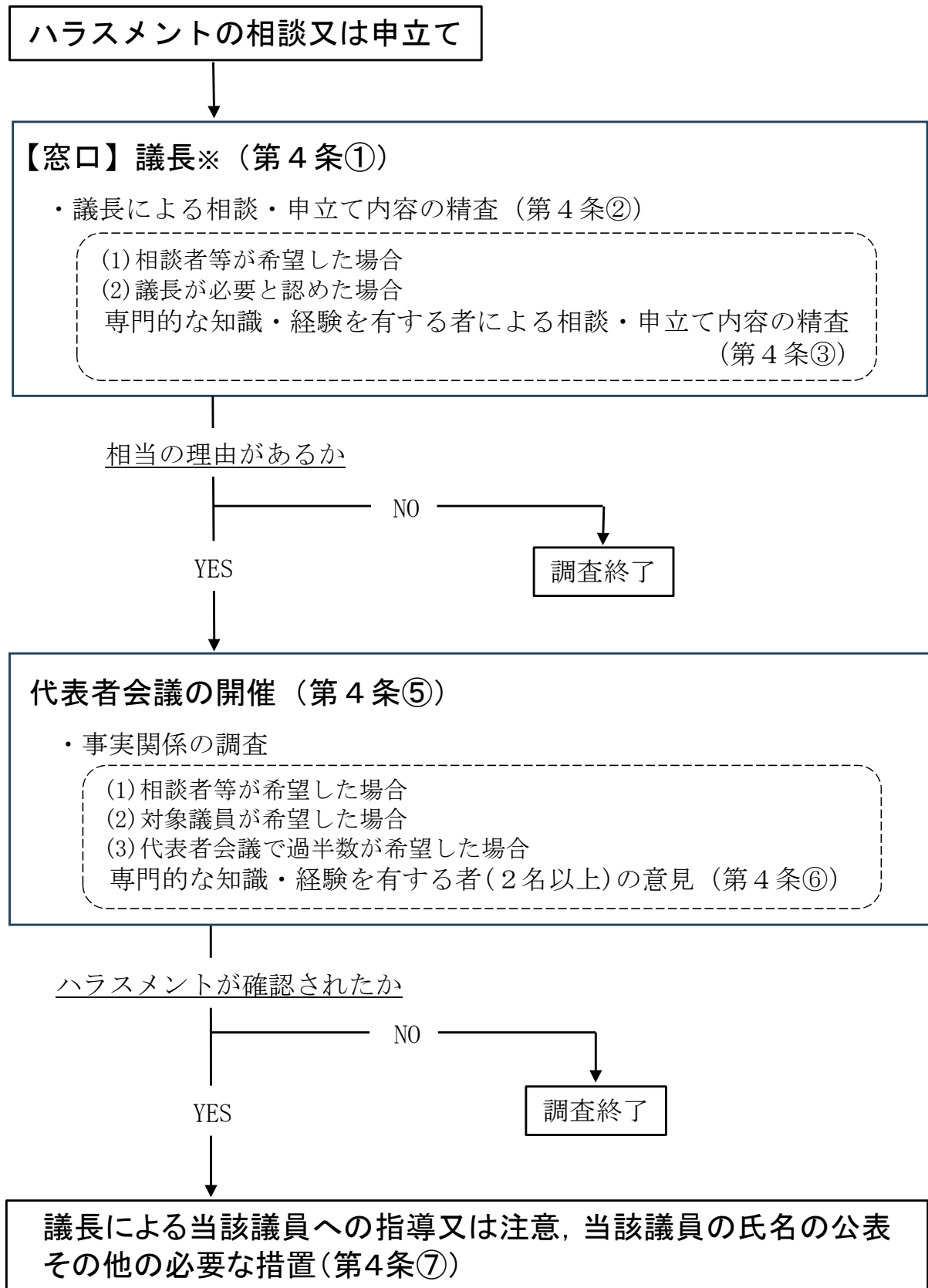


水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例相談・申立てフロー



※議長が相談又は申立ての対象になったときは副議長が、
議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、
本条例に規定する議長の職務を行う (第5条)